

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年1月20日)

〔件 名〕

- 1 第2回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要及びパブリックコメントの実施について (環境立県推進課)・・・1
- 2 「ちびっ子エコスタートモデル園」について (環境立県推進課)・・・6
- 3 「平成23年度鳥取県こどもエコクラブ交流会 in よなご」の開催について (環境立県推進課)・・・7
- 4 中国電力株式会社との「再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書」締結について (環境立県推進課)・・・8
- 5 日南町におけるメガソーラー発電所建設に係る協定について (環境立県推進課)・・・10
- 6 【鳥取・島根連携】ラムサール条約リレーシンポジウムの開催について (水・大気環境課)・・・11
- 7 第30回全国都市緑化とっとりフェア開催へ向けた準備状況について (公園自然課)・・・12
- 8 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改定版)の作成について (くらしの安心推進課)・・・13
- 9 年末の総合相談窓口の開設結果について (住宅政策課)・・・15

生活環境部

第2回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要 及びパブリックコメントの実施について

平成24年1月20日
環境立県推進課

NPOや地域、企業と連携して全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を進めるため、第2回PT全体会議を開催し、実行計画「とっとり環境イニシアティブプラン(素案)」(以下、「プラン」という)などに対する意見交換を行いました。

また、当該意見等を踏まえた修正のうえで、プランについて、パブリックコメントを実施しています。

1 第2回PT全体会議

- (1) 日時：平成23年12月16日(金)午後3時～5時
- (2) 議題：「PT及びWGにおける意見と対応」及び「プラン(素案)」に関する意見交換
- (3) 参加者：21団体の代表者等

分野	参加団体
商工関係団体	商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会
エネルギー供給事業者 関係団体	中国電力、鳥取ガス、山陰酸素工業 農業協同組合中央会、産業廃棄物協会、 とっとり環境ネットワーク、地球温暖化防止活動推進センター
金融機関	山陰合同銀行、鳥取銀行
県民・消費者代表	連合婦人会、生活協同組合連合会
学術機関	鳥取大学、鳥取環境大学、産業振興機構、鳥取県産業技術センター
行政機関	中国四国地方環境事務所、市長会、県

(4) 主な意見：

① エネルギーシフト

- ・ 家庭用太陽光発電や風力発電の推進をすべき
- ・ マンション等の共同住宅における太陽光発電の普及策を検討してはどうか
- ・ 生態系や景観に十分注意して実施すべき

② 省エネ実践

- ・ エコポイント制度とリサイクルなどの連動を検討してはどうか
- ・ エネルギーの見える化を進めるべき
- ・ 自転車利用の促進のためには乗れる環境づくりが必要

③ リサイクル推進

- ・ 有効なリサイクル手法であるRPF化を推進すべき
- ・ 焼却熱の有効利用を検討していくべき
- ・ プランの内容が県民の実践につながるようにすべき

* RPF：主にマテリアル(材料)リサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料

2 とっとり環境イニシアティブプラン(素案)に係るパブリックコメント

(1) パブリックコメントの募集期間

平成24年1月4日から1月27日まで

(2) プランの概要

① プランの考え方

「とっとり環境イニシアティブプラン」は、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である、「第2次鳥取県環境基本計画(プランと同時に策定予定)」の実行計画に位置づけられるもの

② 計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

③ プランの構成等

6つの項目(エネルギーシフト、循環社会、環境実践の展開、安全・安心、自然共生、景観・快適さ)について、目指す将来の姿及び目標、現状と課題、各主体に期待される役割、施策で構成

3 今後の予定

- パブリックコメントの結果等について、各WGやPT、環境審議会等で検討・審議
- 「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定：平成24年3月(予定)
(「第2次鳥取県環境基本計画」も同時策定予定)

第2回PTの意見概要と対応(とっとり環境イニシアティブ)【エネルギーシフト】

平成23年12月16日

	発言ポイント	対応案
○全般		
1	再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。	国の固定価格買取制度を踏まえた上で、再生可能エネルギーの導入促進のための施策を検討する。
2	農地法の解釈を変えるべき。(農地における風力発電は農業用であるといった解釈)	必要な規制緩和について国に要望する。
3	工業用、産業用燃料のクリーン化を盛り込んでどうか。	県有施設や民間施設の重油等を利用した空調設備について、天然ガス利用への転換を図ることを検討する。
4	当初の案では自然エネルギーのウェイトが大きかったが、燃料電池や天然ガスも考慮されており、良い案になってきている。	-
5	検討します、図りますの次の取組みをしてほしい。	このプランで示された方向性を実現するための施策を検討していく。
○太陽光発電		
6	太陽光パネルが進んでゆけばよいが、パネルの下に生息している生物が死ぬことになり生態系に注意が必要である。	再生可能エネルギー導入において生態系への影響も考慮することとする。
7	マンションなどの共同住宅における太陽光発電の普及策を考えるとどうか。	一戸建て住宅以外への住宅(マンション等)への導入促進策を検討する。
8	太陽光発電設備の導入促進を行ってどうか。	太陽光発電設備の導入促進を図るための施策を検討する。
9	住宅産業が落ち込んできているため、家庭用太陽光発電の推進をすべきである。	住宅用太陽光発電の導入促進も継続して進めていく。
10	住宅用太陽光発電については、価格が高いため設置を躊躇している様子である。	住宅用太陽光発電の導入コストを低減するための施策を検討する。
○風力発電		
11	風力は景観に十分注意して実施すべき。	再生可能エネルギー導入において景観への影響も考慮することとする。
12	最も進めるべきは風力発電。食料危機時代に農地開発され今は使われていない大山、扇の山、青谷5本松台地等には農道もあり100基程度は建設可能。	国の固定価格買取制度を踏まえた上で、風力発電の導入促進のための施策を検討する。
○その他		
13	生ゴミ焼却時の熱エネルギー利用を検討すべき。	排熱の有効利用を図る。
14	RPFが載っていない。RPFの効用を再認識すべき。 * RPF: 主にマテリアル(材料)リサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料	化石燃料の代替エネルギーとして、ごみやRPFの有効活用を図ります。
15	エネルギーの見える化が必要	「環境実践」にて記載

第2回PTの意見概要と対応(とっとり環境イニシアティブ)【省エネ実践】

平成23年12月16日

	発言ポイント	対応案
○環境教育・学習の推進		
1	人材育成に関してTEASの審査を実施したりして、具体的な人材の育成の展開をしている。	TEASの審査機関として環境大学を認定しているところ 今後も引き続き協働体勢を進めていく
○企業・家庭における環境配慮活動の推進		
2	省エネでは、エコポイントなどで誰が何をすれば環境にどれぐらいいいのかわかるものをエコポイントで見える化するということは、有効であると期待している。 省エネに限らず、生物多様性などもふまえた格好ですとかなり期待できる。	エコポイント制度について、現在検討中 取組例> ・環境省が実施する「エコ・アクション・ポイント制度」の連携・推進 ・鳥根県が実施する「しまねCO2ダイエット作戦」との連携・実施 * RPF: 主にマテリアル(材料)リサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料
3	リサイクルとエコポイントをうまく運動できないか	
4	アリドームの研究で、CO2を大きく吸収する植物がある。これを鳥根県の山や海岸線などにエコポイントと絡めてどんどん植えていくことができないか	
5	リサイクルについて事業者としては一番の課題はコスト。コストを下げる方法は、薄利多売でカバーする方法をエコポイントと絡めて鳥根県としてみんなで考えていく。	
6	現実的な施策であるRPF推進を進めるべき リサイクルを進めていることでエコポイントにも対象となると考える。	
7	HEMS、省エネ診断は我々としては進めていきたい。 エネルギーの見える化が進まないと言省エネは進まない。 エネルギー企業としてより効率的な使用を消費者に勧めていくことはイニシアティブの方向性と一致 * HEMS: 家庭におけるITを活用したエネルギー管理システム	
8	遊びながら環境問題に取り組んでいけるように勉強だけでなく、実践が今後の課題。見える化がひとつ重要なツールになると思う。	見える化の推進
9	太陽光やLEDなどについて、見える化のシステムといったわかりやすい取組が必要。	
10	HEMS、うちエコ診断などを活用して、光熱費として投入していたお金を、省エネ機器や省エネハウス、エコカーなどへの投入に向かうことができる。ここでは金融との連携が必要	
11	CO2、エネルギーの削減の中で、家計への影響などを含めて啓発していく	うちエコ診断の活用推進
12	省エネ節電だけでなく、どうしたらエネルギーを使わずに豊かな暮らしができるのかを考えるべき。	
13	レジ袋のマイバッグ運動は、業者の協力を願ってさらなる取組を進めてほしい	レジ袋の推進 事業者の理解を得ながら、引き続き有効な手法について協議・検討していく
○社会システムの転換		
14	環境省ではバイクビズを進めていることを紹介した。ただ乗ることをすすめるだけでなく、乗れる環境づくりが重要。	モーダルシフトの推進の一環として、自動車から自転車への交通手段の転換拡大を進める「バイシクルタウン構想」の取り組みを検討する
15	来年1月からある地域で自転車道と自転車の暴走ということで対策をやっていく地域がある。これを注視していき鳥取らしい取組を進めていく必要あり	
16	モーダルシフトについて、非常にいいことだと思うが、環境整備が重要。県外で自転車道などの仕分けがあるところがあるが、鳥取では少し怖い。しっかりとした環境の整備が必要。	
17	自転車。観光客のレンタサイクルで無料のところもあれば有料のところもある。 自歩道の規制もあるので、そうしたところから規制緩和など金のかからない、できることから順次進めていただきたい	

第2回PTの意見概要と対応(とっとり環境イニシアティブ)【リサイクル推進】

平成23年12月16日

	発言ポイント	対応案
○入口対策(ごみの効率的な回収、ビジネススペースに乘る量の確保)		
1	蛍光管リサイクル業者が市内にある。東部広域と一緒に連携を検討していきたい。	本県の強みともいえる蛍光管等のガラスリサイクル等に集中してサポートすることで新たな技術や産業の創出へつながるよう支援する。また来年度、市町村圏域レベルでゼロエミッションを目指すモデル的な地域循環圏の形成に向けた取組を検討することとしており、その中で現在埋立処分されている不燃物残渣を減量化する観点から蛍光管や小型家電等の回収及びリサイクルシステムについて検討する。
○低炭素社会との調和(廃棄物由来のエネルギー・熱利用)		
2	有効なリサイクル手法であるRPF化を推進すべき。 * RPF: 主にマテリアル(材料)リサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料	廃プラスチックや古紙等のRPF化を推進し、化石燃料の代替エネルギーとして活用を図っていくとともに、リサイクルポートに指定された境港を活用したトライアル輸送により静脈物流の拡大に向けて取組む。
3	焼却熱の有効利用を検討していくべき。	紙おむつなど廃棄物の燃料化を進めるとともに、廃棄物処理法の改正により創設された熱回収施設設置者認定制度の円滑な運用を図りエネルギー利用を推進する。
4	セルロース系のエタノール化等に注視している。	木質バイオマスのバイオエタノール化やバイオコース化などの革新的なリサイクル技術の活用により、学術機関や公設試験研究機関と連携し新たなリサイクルシステム構築を検討していく。
○普及・啓発の推進		
5	生ごみやミックスペーパー分別に取り組んでいるが、プランの内容が県民の実践につながるよう取組む必要がある。	生ごみの水切り等の実践活動について、県内に広く普及が見込める実践団体の拡大を図る。また、市町村の求めに応じて実践リーダーの派遣等を行い地域住民への普及拡大を図る。併せて、実践活動マニュアル等について情報発信を行う。 (参考:H23実践団体 4団体)

ご意見募集

応募期限 平成24年1月27日(金)まで

「とっとり環境イニシアティブプラン(素案)」 について、ご意見をお寄せ下さい。

「とっとり環境イニシアティブプラン」は、NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を推進するための実行計画です。

このたび、前実行計画(平成20年度策定)の計画年度満了に伴い、県民・民間等の検討などにより素案を策定しましたので、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

(※イニシアティブには、一般的に「物事を率先してすること」や「先導」という意味があります。)

とっとり環境イニシアティブプラン(素案)の概要

1 プランの考え方

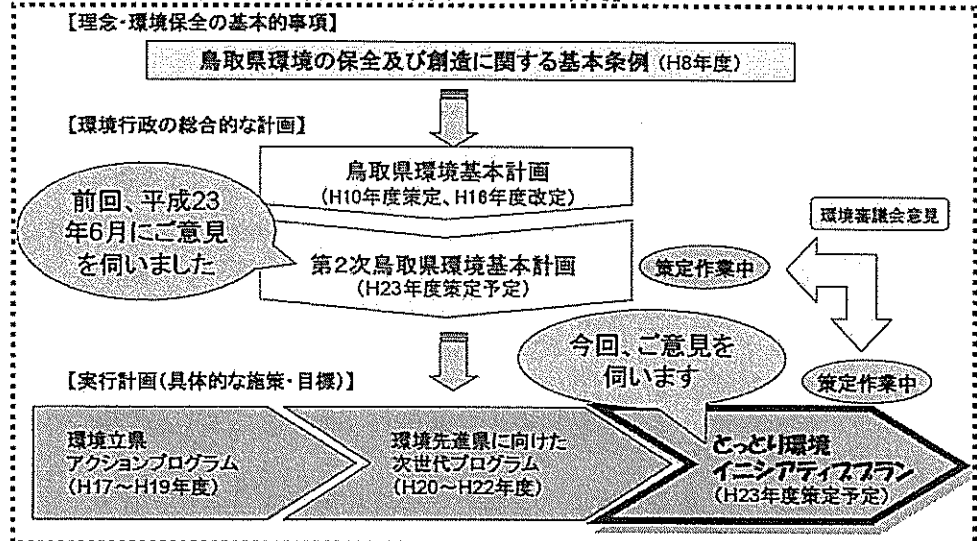
- ◆本県では、環境の保全や創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために「第2次鳥取県環境基本計画」を策定中であり、この基本計画において具体的に推進する施策についてまとめた実行計画が「とっとり環境イニシアティブプラン」です。
- ◆このプランでは、当面、重点的に取り組むべき項目を抽出し、4年後の目標と目標を達成するための施策を掲げます。【計画年度：平成23年度から平成26年度までの4年間】

2 6つの目標

- ①エネルギーシフト
- ②循環社会
- ③環境実践の展開
- ④安全・安心
- ⑤自然共生
- ⑥景観・快適さ

3 プランの構成

- 目指す将来の姿
 - ・目標
 - ・現状と課題
 - ・各主体に期待される役割
 - ・施策



【とっとり環境イニシアティブプラン(素案)の入手方法】

- ・鳥取県のホームページ(アドレスは下記)からダウンロードできます。
- ・県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。(送付を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。)

【応募方法】

- ・様式は自由です。(裏面をご利用ください)
 - ・郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所県民局及び県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。市町村役場窓口でも応募できます。
- ※上記以外の方法(電話等)によるご意見は受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

【結果の公表】

いただいたご意見については、取りまとめの上、それに対する考え方と併せてホームページ等で公表します。

【応募・問い合わせ先】

鳥取県生活環境部環境立県推進課

郵 送：〒680-8570 (郵便番号のみで届きます)

電 話：0857-26-7205

ファクシミリ：0857-26-8194

電子メール：kankyurikken@pref.tottori.jp

ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=176102



「ちびっ子エコスタートモデル園」について

平成24年1月20日

環境立県推進課

幼稚園、保育所の環境への取組み支援や先生向けの環境学習研修会等を行うことを通じて、「エコ育」を推進する「ちびっ子エコスタート推進事業」に取り組んでいるところです。本年度は、プレスタートとして、「モデル園」で試験的に様々な取組みを実践していく予定です。

【エコ育とは】

日々の保育や生活の中で、次世代を担う子どもたちの環境を大切にする心を育み、環境に配慮して行動できる子ども「ECO（ええ子）」を育むことを目指します。

1 ちびっ子エコスタートモデル園

(1) 概要

エコ育に取り組む幼稚園・保育所を「ちびっ子エコスタート園」として、園での取組み目標を「エコ育宣言」として宣言し、宣言の実践を通じて、環境を大切にする心を育み、園で家庭でライフスタイルを環境に配慮したものにかえるきっかけとするもの。試験的に「モデル園」で様々な取組みを一緒に実践していく予定です。

(2) モデル園

東部2園：鳥取第3幼稚園、久松保育園

2 取組内容

(1) 先生向けエコ育研修会の開催

日頃から環境に関心をもって保育に取り組んでいただけるよう、モデル園の先生対象に環境学習研修会を実施した。

- ① 講師：山本ルリコ氏（とっとり環境教育・学習アドバイザー）
- ② 日程：【鳥取第3幼稚園】平成23年12月22日（木）
【久松保育園】平成23年12月21日（水）

(2) とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣

園児、保護者向けに、自然体験や環境劇など楽しみながら環境について学ぶことができる出前教室を実施する。

- ① 講師：山本ルリコ氏（とっとり環境教育・学習アドバイザー）
- ② 日程：【鳥取第3幼稚園】平成24年1月17日（火）
【久松保育園】平成24年1月18日（水）

(3) 保護者向けエコ育研修会の開催

環境意識の向上を図り、ライフスタイルを環境に配慮したものに変えるきっかけとするため、モデル園の保護者向けに環境学習研修会を実施する予定。

(4) 「エコ育宣言」の作成

今後、園での取組み目標を「エコ育宣言」として作成してもらい、宣言を達成するための実践活動を行う予定。

3 その他の取組み

○学生向け環境学習研修会

将来のエコな先生を育てるため、保育士等を目指す学生向けに環境学習研修会を開催し、環境学習の手法を学ぶとともに、環境意識向上を図る。

- ① 講師：山本ルリコ氏（とっとり環境教育・学習アドバイザー）
- ② 場所：鳥取県保育専門学院
- ③ 日程：平成24年2月27日（金）

「平成23年度鳥取県子どもエコクラブ交流会 in よなご」の開催について

平成24年1月20日
環境立県推進課

県内で活動している子どもエコクラブのメンバーやサポーターの交流を行い、お互いの連携を深めるとともに、広く県民に子どもエコクラブ活動について周知、理解していただくことで、子どもエコクラブ活動の一層の活性化に繋げることを目的として、下記のとおり「平成23年度鳥取県子どもエコクラブ交流会 in よなご」を開催します。

なお、このたびの交流会は米子市との共催で行います。

記

- 1 名称 平成23年度鳥取県子どもエコクラブ交流会 in よなご
- 2 日時 平成24年2月19日（日）午後1時30分～3時（予定）
- 3 会場 ふれあいの里大研修室（米子市錦町一丁目139番地3）
- 4 内容 クラブ活動の発表
レクリエーション
（第64回全国植樹祭PRキャラバン隊によるアトラクションなど）
会場展示（クラブ制作の壁新聞など）
- 5 対象 県内の子どもエコクラブ登録団体ほか広く一般

【参考：過去の実施状況】

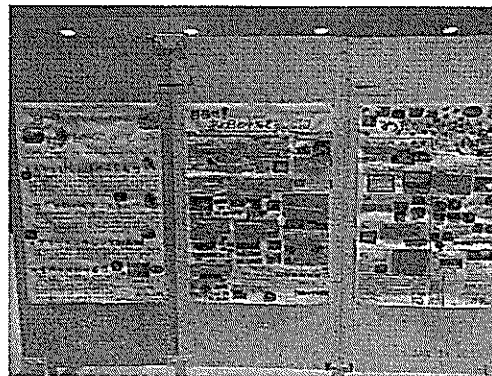
平成21年度（東部（鳥取県立福祉人材研修センター 1階ホール））

平成22年度（中部（北条農村環境改善センター 大研修室））※北栄町との共催

〔昨年度開催の様様〕



(活動発表の様子)



(会場展示 (クラブ制作の壁新聞))

中国電力株式会社との「再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書」締結について

平成24年1月20日
環境立県推進課

鳥取県と中国電力株式会社とは、県内における再生可能エネルギー電気の導入拡大について、相互に連携することに合意し覚書を締結しました。

1 締結日 平成23年12月25日

2 締結者 鳥取県知事 平井 伸治
中国電力株式会社取締役社長 荻田 知英

3 確認事項

- (1) 中国電力株式会社は、再生可能エネルギー電気特別措置法に基づき鳥取県内に設置される再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続及び再生可能エネルギー電気の受入れを適切に行うこと。
- (2) 鳥取県が鳥取県内への再生可能エネルギー電気導入施策の検討を行う場合、中国電力株式会社は鳥取県の求めに応じ、必要により情報提供及び助言を行うこと。
- (3) 中国電力株式会社が鳥取県内に再生可能エネルギー電気の開発検討を行う場合、鳥取県は開発が円滑に進むように支援を行うこと。
- (4) 鳥取県及び中国電力株式会社は、再生可能エネルギー電気の導入拡大を図るため、必要により協議を行うこと。

4 主な経緯

日付	内容
H23.5.27(金)	・ 県庁にて知事が中国電力山下前社長へ自然エネルギーの増産協定締結を提案。 ・ 山下前社長より勉強の場を作るとの回答
H23.7.28(木)	・ 県庁にて勉強会開催。
H23.8.8(月)	・ 中国電力本社にて知事が荻田新社長と面談。再度協定締結について提案。
H23.9.8(木)	・ 中国電力本社にて法橋部長と中国電力経営企画部門 設備技術部 平野部長協議
H23.10.17(月)	・ 県庁にて第2回勉強会開催
H23.11.11(金)	・ 中国電力(株) 森前鳥取支社長 と 法橋部長 面談。増産協定の早期締結を依頼。
H23.12.25(日)	・ 覚書締結

再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第108号）（以下「本法」という。）の制定を踏まえ、鳥取県内への再生可能エネルギー電気（定義は本法によるものとする）の導入について、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、鳥取県内における再生可能エネルギー電気の導入拡大に関し、次のとおり相互に連携する。

（確認事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を踏まえ次の各号の事項について取り組むことを確認する。

- (1) 乙は、本法に基づき鳥取県内に設置される再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続及び再生可能エネルギー電気の受入れを適切に行うこと。
- (2) 甲が鳥取県内への再生可能エネルギー電気の導入策の検討を行う場合、乙は甲の求めに応じ、必要により情報提供及び助言を行うこと。
- (3) 乙が鳥取県内に再生可能エネルギー電気の開発検討を行う場合、甲は開発が円滑に進むように支援を行うこと。
- (4) 甲及び乙は、再生可能エネルギー電気の導入拡大を図るため、必要により協議を行うこと。

（本覚書内容の変更）

第3条 甲又は乙が、本覚書内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、書面により必要な変更を行うことができる。

（期間）

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書交換の日から平成27年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に対し特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、同一の内容で本覚書は更新されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条の確認に基づき取組の実施に当たり、相手方から公にしないとの条件で開示又は提供された情報を相手方の事前の承認を得ないで他に開示、提供または漏洩をしてはならない。

なお、甲は、当該情報について鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）による公文書開示請求があったときは、当該条例に定めるところにより取り扱うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

上記合意の証として、本書を2通作成し甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成23年12月25日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井伸治



乙 広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長

荻田知英



日南町におけるメガソーラー発電所建設に係る協定について

平成24年1月20日
環境立県推進課

1 日南町におけるメガソーラー事業の概要

(1) 建設場所

- ①日南町生山595番地1（下石見第2残土処分場（町有）面積2.6ha）
実施主体（予定）：ソーラーウェイ株式会社
- ②日南町神戸上2473-3（旧石見東小学校跡地（町有）面積1.0ha）
実施主体（予定）：日南町

(2) 規模等 0.5～1MW程度（見込）×2箇所

2 ソーラーウェイ株式会社の概要

本社所在地 東京都千代田区麴町3丁目7番地 半蔵門村山ビル東館6F
創 業 平成23年8月15日
資 本 金 7,000万円
事 業 内 容 メガソーラーによる発電事業
代 表 代表取締役 足利 恵吾（電話 03-3221-7117）

3 協定の概要

- ・日南町企業立地奨励条例に基づいた奨励措置
- ・ソーラーウェイ社に対する系統連系費用及び外構工事費用の日南町の支援
- ・発注に係る地元企業への配慮
- ・日南町が実施するメガソーラー事業に対する企画提案
- ・ソーラーウェイ社が実施する太陽光発電のデータ公開

4 協定に係る調印式の概要

日 時 12月27日（火）午前11時30分から正午
場 所 鳥取県知事公邸 第一応接室（鳥取市東町一丁目133）
出席者 ソーラーウェイ株式会社 代表取締役 足利 恵吾
鳥取県 知事 平井 伸治
日南町 町長 増原 聡

5 経緯及び今後の予定

- 9月1日から、県内のメガソーラー候補地を県HPで公開（今回の2箇所も含まれている）。また、町でも下石見第2残土処分場の利活用について10月下旬から事業提案を募集したところ、ソーラーウェイ社から問い合わせがあり、同社が候補地の中から同候補地を有望と判断し、日南町と交渉を重ねてきたもの。
- 旧石見東小学校跡地については、町が水力発電を実施していることから、太陽光発電についても町が実施することができないか検討してきたもの。
- 発電開始は平成24年7月の予定であり、順調に設置されれば、県内初のメガソーラーとなる。

【鳥取・島根連携】ラムサール条約リレーシンポジウムの開催

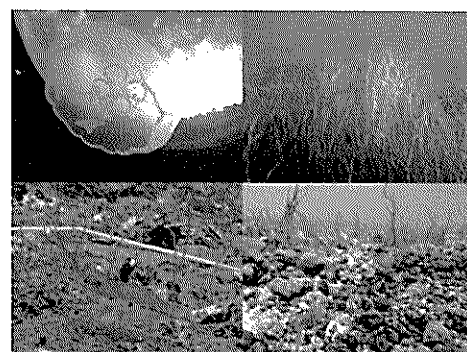
平成24年1月20日
水・大気環境課

○中海・宍道湖のポストラムサール5周年記念事業として、今年度、ワズユース推進のため、5回にわたり実施しているリレーシンポジウムについて、第4回及び第5回の開催概要です。

第4回 (鳥取県実施)

1 開催

- 日時 平成24年1月14日(土)午後1時30分から午後4時
- 場所 米子水鳥公園(鳥取県米子市)
- 参加者 42名
- テーマ 「中海の水中の様子や魚・貝・水鳥を見てみよう！」



2 概要

西日本一の渡り鳥の飛来地で、ガン・カモを観察するとともに、中海の水の中映像では、湧水の様子やゴズ、タコ、クラゲ等が泳ぐ姿を視聴し、地上からでは、見る機会のない水中に強い関心を示す親子の姿などが見られた。

渡り鳥の観察や水生生物の映像などから、中海が豊かな生態系を持ちラムサール条約に登録されている貴重な湿地であることを啓発できた。

第5回 (鳥取県・島根県合同実施)

1 開催

- 日時 平成24年2月18日(土) 午後2時から午後4時
- 場所 くにびきメッセ「国際会議場」(島根県松江市)
- 定員 500名
- テーマ 中海・宍道湖を学び、楽しもう！！
～ギョギョっと、さかなクンとともに～

2 概要

時間	内容
14:00-14:05	開会あいさつ 両県の生活環境担当部長
14:05-14:25	報告 「こどもラムサール全国湿地交流会」 「韓国チャンウォン市の視察交流」 ○こどもラムサールクラブ等のこどもたち
14:25-14:55	報告 「中海・宍道湖の自然紹介(仮称)」 ○ゴビウス及び水鳥公園 職員
14:55-15:55	講演 「中海・宍道湖を学び、楽しもう！！」 ～ギョギョっと、さかなクンとともに～



さかなクンが、やって来る！！

《平成23年度の開催状況》

回数	開催月	場所	テーマ	講師等
1	鳥取県 8月12日(金)	中海及びむきばんだ史跡公園	古代・昔・ちょっと昔の中海を感じよう！	・むきばんだ 塚田文化財主事 ・鳥取県公文書館 樫村専門員
2	島根県 9月25日(日)	道の駅渚公園	宍道湖・中海の自然とその歴史	古代文化センター・埋蔵文化財調査センター・三瓶自然館・宍道湖自然館 学芸員
3	島根県 11月13日(日)	宍道湖周辺	宍道湖・中海の自然とその歴史を巡る(バスツアー)	埋蔵文化財調査センター・三瓶自然館・宍道湖自然館 学芸員

第30回全国都市緑化とっとりフェア開催に向けた準備状況について

平成24年1月20日
公園自然課

平成25年秋に鳥取県で開催する全国都市緑化とっとりフェア「水と緑のオアシスとっとり2013」に向けて、現在準備を進めているところですが、このたびとっとりフェアのロゴマークと各業務に係る実施計画策定事業者を選定いたしましたので報告いたします。

1 フェアのロゴマークを決定

(1) ロゴマークの趣旨

フェアの主会場となる湖山池のほとりをモチーフに、フェアの目指す水と緑豊かな自然と人との共生を図案化したもの

(2) ロゴマークの作成方法

フェアアドバイザーであるポール・スミザー氏（英国人園芸家）のフェアイメージのスケッチを基に、県デザイナー協会に依頼して図案化。

(3) ロゴマークの用途

- ・ ポスター、チラシなどの各種広報媒体に使用
- ・ 県・鳥取市・事務局の公用封筒に印刷
- ・ ステッカーなどのPRグッズに使用



2 実施計画の作成スタート

平成23年8月に策定した「全国都市緑化とっとりフェア基本計画」の考え方に基づき必要な調査等を行う、実施計画策定業務等の公募型プロポーザルを下記のとおり実施し、事業者を決定いたしました。

(1) 募集期間 平成23年10月31日～11月29日

(2) 選定委員会

①開催日時：平成23年12月6日～16日

②選定方法：各業務に関して5～6名の有識者等による採点により選定

業務名	応募者数	選定業者
会場基本設計及び主催者展示・全県展開実施計画ほか策定業務	2社	空間創研（京都府）・アサヒ（鳥取市）共同企業体
植物調達監理・屋外出展・屋内出展・コンテスト実施計画ほか策定業務	1社	（株）グリーンダイナミクス（千葉県）
会場運営管理・ボランティア・交通輸送・行催事実施計画策定業務	3社	TSP太陽（株）大阪支店（大阪府）
観客誘致・広報宣伝・参加協賛・営業参加実施計画策定業務	1社	NKT（鳥取市）・新日本海新聞社（鳥取市）・電通西日本グループ（大阪府）共同企業体

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定版）の作成について

平成24年1月20日
くらしの安心推進課

パブリックコメントの実施結果及び鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の答申を踏まえ、1月13日に、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第9条に基づき、鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（改定版）～行おう「自主防犯」築こう「社会の絆」広げよう「安全・安心」～（計画期間：平成23年度から25年度の3年間）を作成しました。

1 計画（改定版）の概要

1 計画の趣旨

計画期間（平成20～22年度）中、民間ボランティアや青色防犯パトロール団体による積極的な自主防犯活動等により、刑法犯認知件数が毎年減少し、平成21年、22年には5千件台に減少するなど一定の成果がありました。しかしながら、侵入窃盗などの日常生活に関わる犯罪、子どもたちや高齢者、女性等を狙う犯罪が依然として発生しています。また、無施錠の状態での住宅侵入被害や車上ねらいの被害などに遭う割合が全国平均より高いことなど、犯罪を未然に防ぐ取組の更なる推進が求められています。

当初計画は、社会情勢の変化等に対応するため、22年度までの3か年としていたもので、このたび計画の改定を行うものです。

2 計画の目標及び基本方針等

○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。

○達成指標

上記目標の達成度を測る指標として、次の数値目標を設定。

	平成22年	⇒	平成25年
犯罪発生率の減少	8.8件/千人		8.5件/千人

*犯罪発生率＝人口千人当たりの刑法犯認知件数

○基本方針及び主な施策

基本的な枠組みは当初計画のままとしつつ、推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定。

平成22年の刑法犯認知件数の75%が窃盗犯で、このうち無施錠または鍵付き状態のまま被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施します。

基本方針（重点施策）	主な施策	具体的内容
1 自主防犯活動の促進	①県民の意識啓発	◇【最重点】鍵かけ運動の推進（ロックの日（6月9日）、盗難防止の日（10月7日）などの街頭キャンペーン、各種広報の実施） ◇鳥取県地域安全フォーラムの開催 ◇防犯講習会の開催、出前防犯講座の実施
	②地域安全情報の提供	◇ホームページによる振り込め詐欺情報、不審者・声かけ情報の提供
	③地域防犯活動の促進	◇防犯リーダー研修会等の開催 ◇防犯パトロール活動の促進
2 子ども、高齢者等の安全確保	①学校、通学路等での安全確保	◇学校における安全教育・安全管理の研修会の開催 ◇登下校時等における子どもへの声かけ・あいさつ運動の推進、見守り活動
	②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり	◇児童虐待の未然防止及び通報の促進 ◇薬物乱用・非行防止教室の開催 ◇ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進
	③子どもの安全教育	◇中学・高校の授業を通してのキャッチセールスや出会い系サイトなどの被害防止教育の推進 ◇不審者対応訓練等の子ども安全教室の開催

基本方針（重点施策）	主な施策	具体的内容
	④高齢者・女性・障がい者等の安全確保	◇高齢者世帯の巡回連絡 ◇DV被害の防止 ◇女性に対する防犯講習会、高齢者、障がい者等の振り込め詐欺等の被害防止講習会の実施
3 防犯環境整備の促進	①防犯住宅の普及・促進等	◇防犯に配慮した各種指針の普及啓発 ◇住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進
	②道路、公園、駐車場等における防犯措置など	◇市町村等の防犯灯設置促進 ◇優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定
4 犯罪被害者等の支援	①相談体制の充実	◇相談窓口の設置、カウンセリング体制の整備
	②被害者支援の啓発	◇被害者支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報 ◇命の大切さを学ぶ教室の実施
	③民間支援団体の活動支援	◇とっとり被害者支援センターに対する支援

（計画の閲覧方法）

計画は、くらしの安心推進課ホームページに掲載しています。また、くらしの安心推進課、県民課及び各総合事務所県民局で閲覧できます。

3 推進計画（改定案）に係るパブリックコメントの実施結果

（1）意見募集期間

平成23年10月12日（火）から11月1日（火）まで

（2）主な意見と対応状況

意見総数	9件
①反映した	1件
②既に盛り込み済み	3件
③今後の検討課題	1件
④その他（要望等）	4件

①反映した意見

意見	反映状況
○自主防犯活動の促進 多くの自主防犯団体の課題として、若者の防犯意識の希薄化、高齢化による会員の減少などにより弱体化が進むものと危惧されている。防犯ボランティア団体は、それぞれの地域で若者に参加を呼び掛けているが、県としても、数ある若者各団体に対して防犯活動に関心を持たせる講習会などを行う必要があるのではと思う。	25ページ「エ 防犯パトロール活動の促進」につきのとおり追加記載した。 ・防犯ボランティア団体への若者の参加を促進するため、地区防犯協議会、市町村、公民館、大学等と連携して、若者対象の講習会の開催などに努めます。

②既に盛り込み済み

- ・推進計画の県民へのPR、教育機関等へ周知を徹底していただきたい。
- ・防犯連絡所については、一般的にあまり認知されてなく、活動内容がよく分からないのが現状と思われるので、活動内容等の周知を図るのがよい。
- ・国の遊休資産となっている空き官舎や空き地の中に、適切に管理されていないものがあるので、各管理者に改善をしてもらいたい。

③今後の検討課題

- ・推進計画実施後の成果測定を実施し、公表すること。
⇒ 今後は、推進施策の数値目標等の達成状況を公表します。

④その他

- ・県、県警、市町村、ボランティア団体が情報を共有し、実行可能な施策とすることが望ましい。
- ・交番等の統廃合により、地域と交番との密な関係が希薄化しているので、急を要するケースの迅速な対応を望む。
- ・警察官の地域でのパトロール回数を増やしていただきたい。
- ・国際交流が進む中、違法薬物の流入の機会も増えるのではないかと懸念する。より一層の警戒をお願いする。

年末の総合相談窓口の開設結果について

平成24年1月20日
 福祉保健課
 暮らしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取県社会福祉協議会と共催で「年末の総合相談窓口」を開設しました。その結果は、以下のとおりです。

1 日時

12月29日(木)～30日(金) 8:30～17:15

※中部会場については、12月31日(土)も開設

2 場所

県内3か所(県庁、中部総合事務所、西部総合事務所)

3 結果

- ・相談件数は延べ42件。(相談者29人) ※前年度は延べ26件(相談者18人)
- ・うち三洋CE(株)に関連するものは該当なし、プロフ精密(株)に関連するものは2件。
- ・職業相談及び生活相談(生活保護等)が目立った。

会場	職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計	うち	
								三洋CE	プロフ精密
県庁	6件	3件	6件	2件	2件	3件	22件	0件	0件
中部総合事務所	4件	3件	1件	1件	0件	1件	10件	0件	2件
西部総合事務所	1件	2件	2件	2件	2件	1件	10件	0件	0件
計	11件	8件	9件	5件	4件	5件	42件	0件	2件

【参考】

上記に先立ち、三洋CE等厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、12月26日(月)～28日(水)、鳥取労働局、県、鳥取市、倉吉市及び米子市などが合同で、「仕事とくらしの年末特別相談会」を開催しました。その結果は、以下のとおりです。

- ・相談件数は延べ28件。(相談者25人)
- ・うち三洋CE(株)に関連するものは15件、プロフ精密(株)に関連するものは該当なし。
- ・三洋CE離職者からの職業相談が目立った。

会場	労働	職業	年金	多重 債務	計	うち	
						三洋CE	プロフ精密
鳥取市役所	4件	12件	5件	0件	21件	15件	0件
倉吉市役所	1件	1件	0件	0件	2件	0件	0件
米子市役所	2件	1件	1件	1件	5件	0件	0件
計	7件	14件	6件	1件	28件	15件	0件